

平成十一年法律第二百五号
国立研究開発法人土木研究所法

目次

- 第一章 総則（第一条～第五条）
 第二章 役員及び職員（第六条～第十二条）
 第三章 業務等（第十三条～第十四条）
 第四章 雜則（第十五条～第十八条）
 第五章 罰則（第十九条・第二十条）
 附則

第一 章 総則
(目的)

第一条 この法律は、国立研究開発法人土木研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人土木研究所とする。

(研究所の目的)

国立研究開発法人土木研究所（以下「研究所」という。）は、建設技術及び北海道開発局の所掌事務に関連するその他の技術のうち、土木に係るもの（以下「土木技術」という。）に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第一条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

(事務所)

研究所は、主たる事務所を茨城県に置く。

(資金)

第五条 研究所の資本金は、附則第五条第二項及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十五回附則第九条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。）

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

3 研究所は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二 章 役員及び職員

(役員)

研究所に、役員として、その長である理事長及び監事一人を置く。

2 研究所に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わらず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わらず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 研究所の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第九条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)
(業務の範囲)

第十一条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)
(業務等)

第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと。
 二 土木技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。

三 委託に基づき、土木に係る建設技術に関する検定を行うこと。

四 第一号に掲げるもののほか、委託に基づき、重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発を行い、並びに土木に係る建設資材及び建設工事用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発を行うこと。

五 国の委託に基づき、国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計を行うこと。

六 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十三条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
(積立金の処分)

第十三条 研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

(積立金の処分)
(目標の期間)

第十四条 研究所は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項目において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(国土交通大臣の指示)

第十五条 国土交通大臣は、国の利害に重大な關係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められる場合においては、研究所に対し、第十二条第一号又は第二号の業務（次条第一項第二号に規定する業務を除く。）のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。（主務大臣等）

(第十六条) 研究所に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、国土交通大臣
二 第十二条第一号及び第二号の業務（これらに附帯する業務を含む。）のうち国土交通省設置法（平成十一年法律第二百号）第三十三条第二項に規定する事務に關連する土木技術に係るものに關する事項については、国土交通大臣及び農林水産大臣

三 第十二条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、国土交通大臣

2 研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(第十七条) 削除

(港湾法の適用の特例)

第十八条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項の規定の適用については、研究所は、国とみなす。この場合においては、同条第四項ただし書中「前項に規定する者」とあるのは、「前項に規定する者（国立研究開発法人土木研究所を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(第五章 請則)

第十九条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一 第十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
二 第十四条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなかつたとき。

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 研究所の成立の際現に国土交通省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を發せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。

第三条 研究所の成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となつたもの（次条において「引継職員」という。）であつて、研究所の成立の日の前日において国土交通大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたもの

とみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第四条 研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際現に附帯する旨の労働委員会の證明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一条の規定により労働組合となつたものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

第五条 研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に關し、現に國が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時ににおいて研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が國の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第六条 国土交通大臣は、研究所の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるところにより、研究所の使用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるものほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(附則) (平成一五年五月二六日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

(附則) (平成一五年三月三一日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(附則) (平成一八年三月三一日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項及び第三項並びに第十五条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

(第二条)

この法律の施行の際現に独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人海技大学校

において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において同じ。）の規定による認定は、公布の日から施行する。

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、それぞれ、独立行政法人北海道開発土木研究所の職員にあっては独立行政法人大木研究所の、独立行政法人海技大学校の職員にあっては独立行政法人海技教育機構の職員となるものとする。

この法律の施行の際現に独立行政法人大木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人航空大学校の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人海員学校にあっては、独立行政法人海技教育機構）の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により独立行政法人大木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人大海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人大航海訓練所、独立行政法人大海技教育機構及び独立行政法人大航空大学校（以下「施行日後の土木研究所等」という。）の職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の土木研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の土木研究所等の職員となる者に對しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。
2 施行日後の土木研究所等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の土木研究所等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の土木研究所等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日に独立行政法人大木研究所、独立行政法人大建築研究所、独立行政法人大交通安全環境研究所、独立行政法人大海上技術安全研究所、独立行政法人大港湾空港技術研究所、独立行政法人大電子航法研究所、独立行政法人大北海道開発土木研究所、独立行政法人大海技大学校、独立行政法人大航海訓練所、独立行政法人大海員学校及び独立行政法人大航空大学校（以下「施行日前の土木研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の土木研究所、独立研究開発法人建築研究所、独立行政法人大港湾空港技術研究所等（国立研究開発法人土木研究所、独立行政法人大港湾空港技術研究所等）の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の土木研究所等（国立研究開発法人土木研究所等）の職員として在職する法律（平成二十七年法律第四十八号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。）第三条の規定による改正前の国立研究開発法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）第二条の国立研究開発法人海上技術安全研究所及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所並びに平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び旧国立研究開発法人電子航法研究所を含む。以下この項において同じ。）の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の土木研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の土木研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けていると定する。

4 施行日後の土木研究所等は、施行日の前日に施行日前の土木研究所等の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の土木研究所等のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第二百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の土木研究所等を退職したものであつて、その退職した日まで当該施行日前の土木研究所等の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当

当の支給を受けることができるものに対しても、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の土木研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人大木研究所及び独立行政法人大海道開発土木研究所を退職した者にあっては独立研究開発法人土木研究所の、独立行政法人大建築研究所を退職した者にあっては独立研究開発法人建築研究所の、独立行政法人大交通安全環境研究所、独立行政法人大自動車技術総合機構の、独立行政法人大海上技術安全研究所、独立行政法人大港湾空港技術研究所及び独立行政法人大電子航法研究所を退職した者にあっては独立行政法人大海技大学校、独立行政法人大海員学校及び独立行政法人大航海訓練所を退職した者にあっては独立行政法人大海技教育機構の、独立行政法人大航空大学校を退職した者にあっては独立行政法人大航空大学校の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

（労働組合についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の土木研究所等の職員となる者であるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の土木研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の土木研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条及び第十六条の規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。（北海道開発土木研究所等の解散等）

第八条 北海道開発土木研究所等は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において、独立行政法人大海道開発土木研究所に係るものにあっては独立行政法人大木研究所が、独立行政法人大海技大学校に係るものにあっては独立行政法人大海技教育機構が、それぞれ承継する。

2 この法律の施行の際現に北海道開発土木研究所等が有する権利のうち、独立行政法人大海道開発土木研究所に係るものにあっては独立行政法人大木研究所が、独立行政法人大海技大学校に係るものにあっては独立行政法人大海技教育機構が、それぞれその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。

- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。
- 4 北海道開発土木研究所等の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下この条において「通則法」という。）第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技学校に係るものにあつては独立行政法人北海道開発土木研究所が、独立行政法人海技教育機構が、それぞれ行うものとする。
- 5 北海道開発土木研究所等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、それぞれ独立行政法人土木研究所又は独立行政法人海技教育機構に対してなされるものとする。
- 6 北海道開発土木研究所等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ行うものとする。
- 7 北海道開発土木研究所等の平成十三年四月一日に始まる通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、それぞれ独立行政法人土木研究所又は独立行政法人海技教育機構に対してなされるものとする。
- 8 北海道開発土木研究所等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における業務の実績については、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、それぞれ独立行政法人土木研究所又は独立行政法人

- 9 北海道開発土木研究所等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における積立金の処分は、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ従前の例により行うものとする。この場合において、附則第十二条第一号の規定による廃止前の独立行政法人北海道開発土木研究所法（平成十一年法律第二百十一号。次条第一項において「旧北海道開発土木研究所法」という。）第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人土木研究所の平成十八年四月一日に始まる」と、次条第一項中「当該中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十二条」と、附則第十二条第二号の規定による廃止前の独立行政法人海技学校法（平成十一年法律第二百十二号。次条第一項及び附則第十二条第一項において「旧海技学校法」という。）第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人海技教育機構の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）第十二条」とする。
- 10 第一項の規定により北海道開発土木研究所等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
- （独立行政法人土木研究所又は独立行政法人海技教育機構への出資）
- 第九条 前条第一項の規定により独立行政法人土木研究所又は独立行政法人海技教育機構が北海道開発土木研究所等の権利及び義務を承継したときは、それぞれその承継に際し、独立行政法人土木研究所又は独立行政法人海技教育機構が承継する資産の価額（同条第九項の規定により読み替えられた旧北海道開発土木研究所法第十二条第一項又は旧海技学校法第十二条第一項の規定に
- 3 よる承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人土木研究所又は独立行政法人海技教育機構に出資されたものとする。
- 4 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 5 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。
- （独立行政法人土木研究所に係る国有財産の無償使用）
- 第十条 国土交通大臣は、この法律の施行の際現に独立行政法人北海道開発土木研究所に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、独立行政法人土木研究所の用に供するため、独立行政法人土木研究所に無償で使用させることができる。
- （独立行政法人北海道開発土木研究所法及び独立行政法人海技学校法の廃止）
- 第十二条 次に掲げる法律は、廃止する。
- 一 独立行政法人北海道開発土木研究所法（独立行政法人北海道開発土木研究所法の廃止に伴う経過措置）
- 第十三条 施行日前に前条第一号の規定による廃止前の独立行政法人北海道開発土木研究所に對して指示は、第一条の規定による改正後の独立行政法人土木研究所法第十五条の規定により国土交通大臣が独立行政法人北海道開発土木研究所にした指示とみなす。
- （罰則に関する経過措置）
- 第十四条 施行日前にした行為及び附則第八条第九項の規定によりなお従前の例によることとなる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （政令への委任）
- 第十五条 附則第二条から第十二条まで及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
- （罰則に関する経過措置）
- 第十六条 施行日前にした行為及び附則第八条第九項の規定によりなお従前の例による場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （政令への委任）
- 第十七条 附則第二条から第十二条まで及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
- （罰則に関する経過措置）
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二条第一項第四号、第十六号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。
- （附則第二百六十六条、第二百六十八条、第二百七十三条、第二百七十六条、第二百七十九条、第二百八十四条、第二百八十六条、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十二条、第二百九十五条、第二百九十八条、第二百九十九条、第三百二十二条、第三百二十二条、第三百二十四条、第三百二十八条、第三百四十三条、第三百四十五条、第三百四十七条、第三百四十九条、第三百五十二条、第三百五十三条、第三百五十九条、第三百六十条、第三百六十二条、第三百六十五条、第三百六十八条、第三百六十九条、第三百八十条、第三百八十三条及び第三百八十六条の規定）
- （罰則に関する経過措置）
- 第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置は、政令で定める。
- （その他の経過措置の政令への委任）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成二十六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定
(課税の特例)
公布の日

第二十七条 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第一条第一項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受ける名義人の名称の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(处分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。
(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

(附 則) (平成二七年六月二十四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。
(附 則) (平成二七年六月二六日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(附 則) (平成三十一年二月十四日法律第九四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年二月十四日から施行する。

(経過措置)

第三十五条 この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定
公布の日